

奈良市公報

号外第12号

平成22年 5月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市グリーンニューディール基金条例…………… 1
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例…………… 2
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一
部を改正する条例…………… 3
- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例…………… 3
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例…………… 4
- 奈良市証紙条例を廃止する条例…………… 4
- 奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例… 5
- 奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市保健所条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例… 5
- 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部を改正する
条例…………… 6
- 奈良市合併記念公園条例…………… 6
- 奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例…………… 7
- 奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例… 8
- 奈良市地区計画形態意匠条例…………… 8
- 奈良市公民館条例の一部を改正する条例……………12
- 奈良市集会所条例を廃止する条例……………13
- 奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
……………13
- 奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改
正する条例……………13
- 奈良市税条例の一部を改正する条例……………14
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………15

条 例

奈良市グリーンニューディール基金条例をここに公布す
る。

平成22年 3月26日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第1号

奈良市グリーンニューディール基金条例
(設置)

第1条 本市における地球温暖化対策に資することを目的
として実施する事業に要する経費の財源に充てるため、
奈良市グリーンニューディール基金（以下「基金」とい
う。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市一般会計歳入
歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最
も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利
な有価証券に代えることができる。

(運用利益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、
この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実
な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する
現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定め
るところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財
源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分するこ
とができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し
必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成24年 6月30日限り、その効力を失う。
この場合において、基金に残額があるときは、当該基金
の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(平成22年 3月26日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成22年 3月26日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第2号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第
13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」に、「山林所得金額の合計額（）」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（）」に改め、同条第2項中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第16条第1項第1号中「山林所得金額の算定」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定」に、「山林所得金額の合算額」を「山林所得金額並びに

他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額」に改め、同項第2号及び第3号中「山林所得金額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

附則第3項中「(以下「公的年金等所得」という。)」を削る。

附則第4項から第13項までを削り、附則第14項を附則第4項とする。

附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(月々瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則第16項を附則第6項とし、附則第17項を附則第7項とし、附則第18項を附則第8項とする。

附則第19項中「第17項」を「第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第20項中「第17項」を「第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第21項中「第15項」を「第5項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第22項を附則第12項とし、附則第23項を附則第13項とする。

第2条 奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「」第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える。

第12条の12及び第16条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成22年度以後の保険料の減免の特例)

14 当分の間、平成22年度以後の第21条第1項第2号の規定による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成22年3月26日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第36条」を「第36条第7項」に、「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年 3月36日揭示済）

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第4号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の3 任命権者は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第17条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める期間内にある日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「（休日）を「（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日及び休日）」に改める。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第15条第3項中「（昭和32年奈良市条例第21号）」を削る。

第16条第2項中「一の年」を「一の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

（年次休暇に係る経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員が平成22年度において使用することができる年次休暇の日数は、この条例による改正後の奈良市職員の勤務時間、休

日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条の規定にかかわらず、この条例による改正前の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条の規定により平成22年に使用することができることとされていた年次休暇の日数（同年 1月 1日から同年 3月31日までの間に年次休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じた日数）に 5日を加えた日数とする。

3 前項の場合において、平成22年度に使用することができることとされる年次休暇のうち、平成21年から平成22年に繰り越された年次休暇の日数に相当する日数に係るものは平成23年 3月31日まで、平成22年 1月 1日に使用することができることとされていた年次休暇（平成21年から繰り越されたものを除く。）の日数に相当する日数に係るものは平成24年 3月31日まで使用することができるものとする。

（組合休暇に係る経過措置）

4 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員が平成22年度において承認を受けることができる組合休暇の日数は、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、改正前の条例第16条の規定により平成22年に承認を受けることができることとされていた組合休暇の日数（同年 1月 1日から同年 3月31日までの間に組合休暇の承認を受けた場合にあっては、その日数を減じた日数）に 8日を加えた日数とする。

（委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成22年 3月31日揭示済）

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第5号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成22年 3月31日」を「平成23年 3月31日」に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）附則第6項

(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）附則第5項

(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）附則第4項

(4) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）附則第5項

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

（平成22年 3月31日揭示済）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第17条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第40条を次のように改める。

（臨時又は非常勤の職員の給与）

第40条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条から第42条までにおいて同じ。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給することができる。

- (1) 臨時職員 給料、時間外勤務手当及び通勤手当
- (2) 非常勤の職員 報酬及びその者の通勤に係る費用の弁償として通勤手当

第41条を第43条とし、第40条の次に次の2条を加える。

第41条 臨時職員の給料の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、日額22,500円を超えない範囲内において、臨時職員の職務に応じて市長が規則で定める額とする。

2 臨時職員の通勤手当の額は、日額680円を超えない範囲内において、市長が規則で定める。

3 臨時職員の時間外勤務手当は、定数内職員に準じて市長が規則で定めるところにより支給する。

4 前3項に定めるもののほか、臨時職員の給料等の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

第42条 非常勤の職員の報酬の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあつては350,000円を、時間額にあつては1,600円をそれぞれ超えない範囲内において、非常勤の職員の職務等に応じて市長が定める。

2 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては13,460円を、日額にあつては680円をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。

3 前2項に定めるもののほか、非常勤の職員の報酬及び通勤手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「日額」を「日額及び時間額」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 第2条に定める職員以外の非常勤の特別職の職員に支給する報酬の額は、同条に定める職員との権衡を考慮し、月額にあつては450,000円を、日額にあつては15,000円を、時間額にあつては1,500円をそれぞれ超えない範囲内において、当該職員の職務等に応じて市長が定める。

2 前項に定める職員に支給する費用弁償の額は、第2条に定める職員との権衡を考慮し、市長が定める。

（委任）

3 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成22年3月31日揭示済）

奈良市証紙条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市証紙条例を廃止する条例

奈良市証紙条例（昭和39年奈良市条例第10号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

奈良市長 仲 川 元 庸

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の奈良市証紙条例第5条の規定により売りさばきを受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染若しくはき損したものを除く。以下「未使用証紙」という。）の取扱いについては、施行日から平成23年3月31日までの間は、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 未使用証紙を保有する者は、施行日から平成27年3月31日までの間は、規則で定めるところにより、当該未使用証紙を市に返還して券面額に相当する額の還付金の支払を受けることができる。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第8号

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
奈良市老人福祉センター条例（昭和43年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日の翌日

第2条の5第1項中「、日曜日」を削り、「及び金曜日」を「、金曜日及び土曜日」に、「午前11時」を「正午」に改め、「（11月から翌年3月までは午後3時）」を削る。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第9号

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例
奈良市立診療所設置条例（昭和24年奈良市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「及び木曜日」を「、水曜日及び金曜日」に改める。

別表奈良市立田原診療所の項中「午前9時から正午まで及び」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

奈良市条例第10号

奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例
奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び夜間」を「、夜間及び土曜日」に改める。

第4条第1項ただし書中「休日」を「土曜日及び休日」に改め、同項の表奈良市立休日夜間応急診療所の部を次のように改める。

奈良市立休日夜間 応急診療所	夜 間	午後10時から 翌日の午前6時まで
	土 曜 日	午後3時から 午後7時まで
	休日（土曜 日に当たる 日を除く。）	午後1時から 午後7時まで

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第11号

奈良市保健所条例の一部を改正する条例
奈良市保健所条例（平成13年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表水質検査の部飲料水検査の款毎月検査項目検査の項の次に次のように加える。

食品衛生法（昭和22年法律第233号） に基づく飲用適検査	1件につき 72,900円
----------------------------------	------------------

別表水質検査の部その他の検査の款に次のように加える。

シアン（吸光光度法によるもの）	1項目につき 4,200円
有機リン（吸光光度法によるもの）	1項目につき 4,200円
陰イオン界面活性剤（吸光光度法によるもの）	1項目につき 4,200円
フェノール類（吸光光度法によるもの）	1項目につき 4,200円

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例をこ

ここに公布する。
平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第12号

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例
奈良市ならまちセンター条例（平成元年奈良市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（使用できる自動車）

第7条の2 駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を使用することができない。

- (1) 二輪自動車
- (2) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (3) 危険物を積載している自動車
- (4) 駐車場の施設又は他の自動車を破損し、又は汚損するおそれのある自動車
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある自動車

第9条ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。
（駐車場の使用料の不徴収）

第9条の2 次のいずれかに該当する自動車については、駐車場の使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) その他規則で定める自動車

第10条中「前条」を「第9条」に改める。

別表の1の表中「1 施設及びその使用料」を「1 市民文化ホールの使用料」に改め、駐車場の部を削り、同表中「2 附属設備及びその使用料」を「3 附属設備及びその使用料」に改め、同表の1の表の次に次の1表を加える。

2 駐車場の使用料

利用者の区分	駐車時間	使用料
市民文化ホール使用者及び利用者等	1時間以内の場合	1台につき300円
	1時間を超え3時間以内の場合	1台につき300円に1時間を超える時間30分までごとににつき150円を加算した額
	3時間を超える場合	1台につき1,000円
連絡所利用者及び図書館利用者	4時間以内の場合	1台につき30分までごとににつき150円。ただし、最初の1時間以内の駐車場の使用については、無料とする。

4時間を超える場合	1台につき1,000円
-----------	-------------

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（平成22年3月31日揭示済）

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例（平成4年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（使用できる自動車）

第9条の2 駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を使用することができない。

- (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）
- (2) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (3) 危険物を積載している自動車
- (4) 駐車場の施設又は他の自動車を破損し、又は汚損するおそれのある自動車
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある自動車

第10条の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用料の不徴収）

第10条の2 次のいずれかに該当する自動車については、駐車場の使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) その他規則で定める自動車

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（平成22年3月31日揭示済）

奈良市合併記念公園条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市合併記念公園条例

（目的及び設置）

第1条 奈良市、月ヶ瀬村、都祁村の合併を記念し、市民が自然と触れ合いながら気軽にスポーツ、レクリエーション

ンを楽しめる場として、合併記念公園（以下「公園」という。）を設置し、1市2村による合併の意義を後世に継承することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市合併記念公園	奈良市都祁馬場町846番地の5

（施設）

第3条 公園には、次に掲げる体育施設を設ける。

- (1) 庭球場
- (2) 球技場
- (3) 多目的コート
- (4) クラブハウス

（施設の管理）

第4条 前条の体育施設の管理については、奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の定めるところによる。

（奈良市都市公園条例の準用）

第5条 前各条に定めるもののほか、公園の管理については、公園を奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）に規定する都市公園とみなして、同条例の規定を準用する。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定中奈良市体育施設条例第5条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

（奈良市体育施設条例の一部改正）

- 2 奈良市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

別表第1庭球場の部に次のように加える。

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町846番地の5
--------------------	-----------------

別表第1球技場の部奈良市南部生涯スポーツセンター球技場の項の次に次のように加える。

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
--------------------	-----------------

別表第1多目的コートの部に次のように加える。

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
-----------------------	-----------------

別表第1クラブハウスの部に次のように加える。

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5
-----------------------	-----------------

別表第1の2供用時間の欄中「柏木球技場」の次に「及び都祁生涯スポーツセンター球技場」を加える。

別表第9奈良市柏木球技場の項中「奈良市柏木球技場」を「奈良市柏木球技場及び奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場」に改め、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場の照明使用券（3時間分）は、4,800円とする。

（平成22年3月31日揭示済）

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第15号

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2温泉、プール及びトレーニング室の項中「150円」を「300円」に改め、同表年会費の項を次のように改める。

年会費	個人利用	1年につき	20,000円
	家族利用	1年につき	30,000円
	法人利用	法人向け施設利用券250枚につき	200,000円

別表第2備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、同表備考第5項中「「温泉、プール及びトレーニング室」の項の「会員」については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額に入湯税相当額を加算し、」を削り、同項を同表備考第4項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市温泉施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の規定中年会費の部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に都祁温泉フィットネスバードの会員になろうとする者の年会費について適用する。

- 3 施行日の前日から引き続き都祁温泉フィットネスバードの市民以外の会員である者の年会費については、施行日以後のその者の会員である期間に応じ改正後の条例別表第2の年会費の額を限度として指定管理者が市長の承認を得て減額できるものとし、施行日以後において指定管理者の定めるところにより既に支払を受けた年会費の額との差額を還付することができるものとする。

（平成22年3月31日揭示済）

奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例
奈良市月ヶ瀬観光会館条例（平成17年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬観光会館	奈良市月ヶ瀬尾山2,790番地

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。
(平成22年3月31日揭示済)

奈良市地区計画形態意匠条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市地区計画形態意匠条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第76条第1項、第3項及び第5項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物及び工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）（以下「建築物等」という。）に関する形態意匠の制限を定めることにより、良好な景観の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画の区域（地区整備計画において建築物等の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）のうち別表第1に掲げる区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築物等の形態意匠の制限)

第4条 別表第2ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあっては、当該計画地区）内の建築物等の形態意匠は、同表イ欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。

2 前項の建築物等の形態意匠は、ならまほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第8条の2第1項の規定により策定された景観計画に定められた良好な景観づくりの基本方針を踏まえた地域の同条例第17条第2項に規定する景観計画デザインガイドラインに適合するよう努めなければならない。

(計画の認定)

第5条 適用区域内において建築物等の新築、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建築等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、同項の申請書を受理した日から30日以内に、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、申請をした者（以下「申請者」という。）に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合しないものと認めるとき、又は第1項の申請書の記載により当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を前項の期間内に申請者に交付しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、申請に係る建築物等の建築等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。第15条第2号において同じ。）は、することができない。

(違反建築物等に対する措置)

第6条 市長は、第4条の規定に違反した建築物等があるときは、建築物等の建築等の工事主若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替え、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る建築物等又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物等若しくはその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合においては、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物等の設計者等に対する措置)

第7条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、規則で定めるところにより、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第30条第1項において読み替えて準用する同省令第23条第1項各号に定める事項を建築士法(昭和25年法律第202号)、建設業法(昭和24年法律第100号)又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他同省令第30条第2項において読み替えて準用する同省令第27条各号に定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物等に対する認定等に関する手続の特例)

第8条 国又は地方公共団体の建築物等については、前3条の規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 適用区域内において建築物等の建築等しようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る建築物等の計画が第4条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあつては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあつてはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第2項の通知に係る建築物等の建築等の工事(根切り工事その他の規則で定める工事を除く。)は、前項の認定証の交付を受けた後でなければならない。

5 市長は、国の機関等の建築物等が第4条の規定に違反すると認める場合においては、直ちにその旨を当該建築物等を管理する国の機関等に通知し、第6条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第9条 適用区域内の建築物等の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、工事主、設計者、工事施工者(建築物等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第5条第2項又は前条第3項の規定による認定があつた旨の表示をしなければならない。

2 適用区域内の建築物等の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第5条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えなければならない。

(適用の除外)

第10条 第4条の規定は、景観法施行令(平成16年政令第398号)第11条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物等又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物等又はその部分の形態意匠については、適用しない。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第45条第2項

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7

2 第4条から前条までの規定は、次に掲げる建築物等又はその部分の形態意匠については、適用しない。

(1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物等

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物等

(3) 前2号に掲げる建築物等であったものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたものその他規則で定めるもの

3 地区計画の区域に第4条の規定の施行若しくは適用又は地区計画に関する都市計画が変更された際現に存する建築物等又は現に工事中の建築物等が、同条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物等又はその部分に対しては、適用しない。

(1) 地区計画に関する都市計画の変更前に第4条の規定に違反している建築物等又はその部分

(2) 地区計画の区域に第4条の規定の施行若しくは適用又は地区計画に関する都市計画が変更された後に改築、増築又は移転の工事に着手した建築物等

(3) 地区計画の区域に第4条の規定の施行若しくは適用又は地区計画に関する都市計画が変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の工事に着手した建築物等の当該工事に係る部分

(行為の完了の届出)

第11条 第5条の規定による認定を申請した者又は第8条第2項の規定による通知をした国の機関等は、当該申請に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、建築物等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその命じた者に建築物等の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物等、建築材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(景観審議会の意見聴取)

第13条 市長は、第6条第1項の規定による処分その他のこの条例に基づく行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、奈良市景観審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

(2) 第5条第4項の規定に違反して、建築物等の建築等の工事をした者

(3) 第6条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の規定に違反して、認定があった旨を表示せず、又は認定を受けた計画の写しを備えなかった者

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 適用区域 (第3条関係)

地区整備計画区域

二名町地区整備計画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画二名町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限(第4条関係)

ア	イ	
地区整備計画区域・計画地区	制限の内容	
二名町地区整備計画区域	A地区	<p>1 建築物の屋根(陸屋根を除く。)の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相(無彩色を除く。)及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体をこう配屋根(当該屋根のこう配が10分の3から10分の7までのものに限る。)で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p>

5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。

6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。

7 この表の付表2に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物は、表示し、又は掲出してはならない。

B地区 この表の付表2に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物は、表示し、又は掲出してはならない。また、各屋外広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下とする。

建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部についてA地区の制限を適用する。ただし、屋外広告物に関する制限は、それぞれの地区ごとの制限を適用する。

学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域

1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。

2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（B地区においては、無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、B地区において、建築物全体をこう配屋根（当該屋根のこう配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。

3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。

4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。

5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。

6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。

別表第2の付表1

建築物の屋根

色 相 区 分	明 度 区 分	彩度の上限
0.1R~10.0R	7以下	2
0.1YR~5.0YR	7以下	2
5.0YR~10.0YR	7以下	3
0.1Y~5.0Y	7以下	3
5.0Y~10.0Y	7以下	2
無彩色	7以下	—

建築物の外壁又はこれに代わる柱

色 相 区 分	明 度 区 分	彩度の上限
0.1R P~10.0R P	2以上8未満	2
	8以上	1
0.1R~5.0R	2以上8未満	2
	8以上	1
5.0R~10.0R	2以上7未満	4
	7以上8未満	3
	8以上	1
0.1YR~10.0YR	2以上3未満	3
	3以上5未満	6
	5以上6未満	4
	6以上7未満	3
	7以上8未満	2
0.1Y~5.0Y	8以上9未満	1
	2以上3未満	2
	3以上4未満	4
	4以上7未満	6
	7以上8未満	4

	8以上9未満	3
	9以上	2
5.0Y～10.0Y	2以上3未満	2
	3以上8未満	3
	8以上9未満	2
	9以上	1
0.1GY～10.0GY	2以上8未満	2
	8以上9未満	1
無彩色	1以上9.5未満	—

(注) 表の数値は、日本工業規格Z8721に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

別表第2の付表2

種別	制限の内容		
二名町地区整備計画区域	種別	制限内容	
	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
		位置	道路境界線を越えて掲出できない。
		照明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは設置できない。 3 回転しないものに限る。 ただし、車両車庫の警告用は、除く。
		色彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他白に近い薄い色又は壁の色と同等とする。
屋上広告物	表示し、又は設置できない。		
軒下広告物	1 表示面積は、10平方メートル以下とし、当該壁面の5分の1以下とする。 2 壁面に直接塗装するものは掲出できない。 3 窓のガラス面へは掲出できない。		
塀垣広告物	設置できない。		

広告塔	1 1敷地に1基までとし、高さは、6メートル以下とする。 2 総表示面積は20平方メートル以下とし、1面の表示面積は10平方メートル以下とする。
建植広告物	1 1敷地に2基までとする。 2 表示面積は、10平方メートル以下とする。
アーチ広告物	設置できない。
広告幕 気球広告物	イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去する。
はり札 はり紙 立看板	設置できない。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例
奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表生涯学習センターの部中

ギャラリー	2,220	2,960	2,220	を
-------	-------	-------	-------	---

ギャラリー1	1,230	1,640	1,230	に改め、
ギャラリー2	990	1,320	990	

同表南部公民館の部中

ホール	2,400	3,200	2,400	を
-----	-------	-------	-------	---

ホール1	1,350	1,800	1,350	に改め、
ホール2	1,050	1,400	1,050	

同表三笠公民館の部中

会議室	330	440	330	を
-----	-----	-----	-----	---

会議室1	330	440	330	に改め、
会議室2	300	400	300	

同表富雄公民館の部中

和室	870	1,160	870	を
----	-----	-------	-----	---

和室 1	390	520	390
和室 2	480	640	480

に改め、

同表登美ヶ丘公民館の部中

大ホール	1,590	2,120	1,590
------	-------	-------	-------

を

大ホール 1	690	920	690
大ホール 2	900	1,200	900

に改め、

同表平城東公民館の部中

和室	750	1,000	750
----	-----	-------	-----

を

和室 1	480	640	480
和室 2	270	360	270

に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市公民館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市集会所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市集会所条例を廃止する条例

奈良市集会所条例(昭和58年奈良市条例第9号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第20号

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、市行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決又は議会への報告をすべき事件として定めることにより、計画の段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって市民の視点に立った総合的かつ計画的な市行政の推進に資すること

を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 基本計画 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づき、市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、市が策定する各種の計画及び施策のすべての基本となる計画をいう。
- 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき市の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。次条において同じ。)は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 市長は、基本計画を計画期間中に廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(立案過程における議会への報告)

第4条 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、その立案過程において、次に掲げる事項を議会に報告しなければならない。

- 基本計画の策定又は変更をする趣旨、目的、背景等
- 基本計画の案の概要
- 基本計画の実現に係る経費その他当該計画の実施に関し必要と認められる事項

(実施状況の報告等)

第5条 市長は、毎年度、基本計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

2 市長は、実施計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、これを議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(意見の申出)

第6条 議会は、次に掲げるときには、市長に対して意見を申し出ることができる。

- 市行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるとき。
- 社会経済情勢の変化その他特別の事情により、基本計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるとき。
- 基本計画に定める事業の進捗状況を勘案して、その実施を推進する必要があると認めるとき。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第21号

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議会における会派に対し」を削る。

第2条を次のように改める。

（交付対象）

第2条 政務調査費は、議員に対し、その者の交付申請に基づき交付する。ただし、奈良市議会における会派がその所属議員全員の合意に基づいて交付申請を行った場合は、会派に対して所属議員全員の政務調査費を交付することができる。

第3条第1項を次のように改める。

政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対して、月額80,000円を四半期ごとに交付する。

第3条中第3項及び第4項を次のように改める。

3 一四半期の途中において議員になった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

4 一四半期の途中において新たに結成され、前条ただし書の規定により政務調査費の交付申請を行った会派に対しては、交付申請のあった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

第3条中第5項を第9項とし、第4項の次に次の4項を加える。

5 一四半期の途中において新たに前条ただし書の規定により政務調査費の交付申請を行った会派に対しては、交付申請のあった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

6 一四半期の途中において政務調査費の交付を受けた会派から脱会した議員に対しては、脱会した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

7 基準日において議員の辞職、失職、除名又は死亡があった場合は、当該議員に対する当月分の政務調査費は交付しない。

8 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

第4条の見出しを「（議員の異動に伴う調整）」に改め、同条第2項中「政務調査費を」の次に「解散の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政務調査費の交付を受けた議員が一四半期の途中において議員でなくなったとき、又は新たに政務調査費の交付を受けた会派に属することとなったときは、当該議員は、既に交付を受けた政務調査費のうち、当該事由が生じた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場

合は、当月分）以降の政務調査費を当該事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに返還しなければならない。

第5条中「会派」を「議員及び会派」に改める。

第6条中「会派」を「政務調査費の交付を受けた会派」に改める。

第7条第1項中「会派の経理責任者は、別記様式により作成した」を「議員（会派として交付を受けた場合は、会派の経理責任者）は、議長が別に定める」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなったとき、又は政務調査費」に、「当該会派」を「当該議員であった者（議員の死亡に係る場合は、その相続人）又は会派」に、「解散のときから」を「当該事由が生じた日から」に改める。

第8条中「会派」を「議員又は会派」に改める。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

（平成22年3月31日揭示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第22号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第44条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第38条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第45条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第18条の3を削る。

附則第28条の3の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第3項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第3号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第28条の4第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第35条中「第15条第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第28条の3の4及び第28条の4第1項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第37条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成

22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第23号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例
奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「なくなった場合」を「なくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合」に、「増加又は」を「増加若しくは」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を、「なくなった日」の次に「又は特例対象被保険者となった日」を加える。

第16条第1項第1号中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等の特例)

第16条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

第21条の2の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1

号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第15条第1項、第16条第1項、第16条の2及び第21条の3の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成22年 3月31日揭示済)